

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

青色申告制度について

皆様こんにちは。今年もセブテムメンバーズの皆様のご協力のおかげで確定申告が無事終わることができました。確定申告の資料の郵送等ありがとうございました。次回の申告の資料もお待ちしております。よろしくお願いたします。

今回は、所得の金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる『青色申告制度』について確認していきたいと思います。

まず、青色申告を利用する場合は、原則その年の3月15日までに『青色申告承認申請書』を税務署に提出しなければなりません。(青色申告を出来る人は、不動産所得、事業所得、山林所得のある方になります。例えば、給与所得しかない方は申請することはできません。)

青色申告の特典は主に4点ありますが、今回は、そのうちの2点を確認したいと思います。

①青色申告の特別控除

正規の簿記の原則により、帳簿を作成し、貸借対照表、損益計算書を確定申告書に添付し確定申告期限(3月15日)までに提出した場合、事業所得等から65万円を控除することが出来ます。(期限後になると10万円になります。)経費として65万円を控除出来るようなものですね。

②純損失の繰越、繰戻

事業所得等に損失が生じた際に、他の所得と通算してもなお残る損失がある場合には、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰越しができ、各年の所得から控除することが出来ます。また、前年度に生じた所得税の還付を受けることが出来ます。事業活動から万が一損失が生じた場合でも、無駄にならないのが良いですね。

その他にも青色専従者給与や貸倒引当金の設定等の特典もあります。気になる方は、是非弊社までお問い合わせください。

正規の簿記の原則により、記帳しなければならないため個人で行うのは大変ですが、弊社にご依頼いただければ青色申告の要件に沿った記帳・申告をさせていただきます。青色申告制度に関心がある方は是非弊社での記帳を検討してみてください。よろしくお願いたします。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182 携帯番号 : 090-6480-7933

mail : rilief@shimada.ne.jp 携帯mail : b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

【相談内容】

住所 _____

電話 _____

メール _____